

令和4年度

東久留米市財政の健全化判断比率等及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見書

東久留米市監査委員



5 東久監第 3 5 号
令和 5 年 8 月 2 2 日

東久留米市長 富 田 竜 馬 殿

東久留米市監査委員 安 藤 純 一

東久留米市監査委員 佐 藤 一 郎

令和 4 年度東久留米市財政の健全化判断比率等及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度東久留米市財政の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年度東久留米市財政の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書

1 審査の期間

令和5年7月19日から令和5年8月18日まで

2 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 資金不足比率

3 審査の方法

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、健全化判断比率及び公営企業（下水道事業会計）の資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）について検証した。さらに、その算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和4年度東久留米市財政の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、これらと関係書類と照合した結果、健全化判断比率等のうちのいずれも早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準以下であると認められた。

5 健全化判断比率等

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計及び特別会計の実質収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、財政状況を最も端的に表すものと言える。本市では、今年度はこの値が12.14%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度は実質赤字額がないため、実質赤字比率は「－（数値なし）」となっている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計にとどまらず、当該地方公共団体の全会計をその対象として、当該団体の実質的な資金不足の状況を示す指標である。あくまで地方公共団体の会計全体のリスクを把握する手段であることに留意する必要がある。本市では、今年度はこの値が17.14%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度は全ての会計において実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「－（数値なし）」となっている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。この値が25.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度の実質公債費比率は「△0.1%」であり、前年度と同率となっている。

(4) 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、フロー指標であって、地方公共団体の将来の収支や実質的な負債が考慮されていないものである。そこで、負担の先送りなどにより将来的に財政悪化が生じないよう、当該団体の実質的な負債を捉えたストック指標を将来負担比率として定めたものである。市町村は、この値が350.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、「－（数値なし）」となっている。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを割合で示した指標である。この値が 20.0% 以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

本市では下水道事業会計が対象で、今年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっている。

財政健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	4年度			3年度
	比 率	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準	比 率
実質赤字比率	－	12.14	20.00	－
連結実質赤字比率	－	17.14	30.00	－
実質公債費比率	△0.1	25.0	35.0	△0.1
将来負担比率	－	350.0		－
区 分	比 率	経営健全 化 基 準		比 率
資金不足比率	－	20.0		－

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合、将来負担比率が算定されない場合並びに資金不足額がない場合は、数値なしとして、比率欄に「－」と表示している。

6 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類が正しく作成されているかを検証するため、その書類と関係書類を照合した結果、特に意見を付する事項はない。